新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年7月14日

新潟県知事 米山 隆一

## 新潟県規則第34号

新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

新潟県製菓衛生師法施行細則(昭和42年新潟県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動号等」という。)に 対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動後号等」とい う。)が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合 には当該移動号等(以下「削除号等」という。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当 該移動後号等(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

(受験手続) 第11条 第10条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(別記第6号様式)に次に掲げる書類及び所定の手数料を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ア 法第5条第1号に該当する者 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書 イ 法第5条第2号に該当する者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証明する書類及び菓子製造業従	96号 ☆添え		
する者は、製菓衛生師試験受験願書(別記第6号様式)に次に掲げる書類及び所定の手数料を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ア 法第5条第1号に該当する者 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書イ 法第5条第2号に該当する者 学校教育法 (昭和22年法律第26号)第57条に規定する者	96号 ☆添え		
様式)に次に掲げる書類及び所定の手数料を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類  ア 法第5条第1号に該当する者 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書 イ 法第5条第2号に該当する者 学校教育法 (昭和22年法律第26号)第57条に規定する者	添え		
て知事に提出しなければならない。 (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める 書類 ア 法第5条第1号に該当する者 都道府県知 事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書 の写し、卒業証明書又は履修証明書 イ 法第5条第2号に該当する者 学校教育法 (昭和22年法律第26号)第57条に規定する者			
(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める 書類 ア 法第5条第1号に該当する者 都道府県知 事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書 の写し、卒業証明書又は履修証明書 イ 法第5条第2号に該当する者 学校教育法 (昭和22年法律第26号)第57条に規定する者	<u>7条に</u>		
書類	<u>7条に</u>		
ア       法第5条第1号に該当する者       都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書         イ       法第5条第2号に該当する者       学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者			
事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書         の写し、卒業証明書又は履修証明書         イ 法第5条第2号に該当する者       学校教育法         (昭和22年法律第26号)第57条に規定する者			
の写し、卒業証明書又は履修証明書       イ 法第5条第2号に該当する者 学校教育法 (昭和22年法律第26号)第57条に規定する者			
イ法第5条第2号に該当する者学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者			
であることを証明する書類及び萬子魁浩業従			
- 「ひっここと即列」」の目別外リ末1次担本匹			
事証明書(別記第7号様式)			
(2) 知事の指定する製菓衛生師養成施設の名			
書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書			
菓子製造業従事証明書(別記第7号様式)	-		
(2) (略) <u>(3)</u> (略)			
(3) (略) (4) (略)			
2 (略) 2 (略)			
<b>かっ口せよ</b> (が11 久田(5)			
	第6号様式(第11条関係) 製菓衛生師試験受験願書		
(略) (略) 聚来用工即內款文款願責 (略)			
1 次に掲げる区分 1 学校教育法第57			
1 <u>伏に摘げる区力</u> に応じ、それぞれ 条に規定する者で			
次に定める書類 あることを証明す			
る書類			
(1) 製菓衛生師法			
第 5 条第 1 号に			
該当する者 製			

設の卒業証書の 写し、 写し、 不 整 (2) 書 (2) 第 5 条 第 5 条 方 (2) (2) (2) (2) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (10) <th>収入証紙貼付欄</th> <th>2       製菓衛生師養成         施設の卒業証書の       写し、卒業証明書         若しくは履修証明       書又は菓子製造業         従事証明書       3       (略)         4       (略)</th> <th>収入証紙はり付け欄</th>	収入証紙貼付欄	2       製菓衛生師養成         施設の卒業証書の       写し、卒業証明書         若しくは履修証明       書又は菓子製造業         従事証明書       3       (略)         4       (略)	収入証紙はり付け欄
---	---------	---	-----------

附則

この規則は、公布の日から施行する。